

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 松尾工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 土工(本線・連絡等施設) 51/111	設計図 土工(本線・連絡等施設)51/111 Aランプ横断面(3)に記載のA-STA.2+00の横断面図において、補強盛土に擦り付けている盛土についても技術提案の評価の対象と考えて良いでしょうか。	入札公告(説明書)4-2に示すとおりです。
2	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 4~7/43	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工)4~7/43のA1橋台とA2橋台の構造一般図において、パラペットやウイング部分は図面上で「上部工施工区分」と記載されているため、技術提案の評価の対象外と考えて良いでしょうか。	そのとおりに考えください。
3	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36,38,40,42/43	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工)36, 38, 40, 42/43のA1橋台とA2橋台の土留工詳細図に記載の「埋設型切梁 L=4.0m」の形状の詳細をご教示願います。	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36、38、40、42/43に示すとおりです。
4	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36,38,40,42/43	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工)36, 38, 40, 42/43のA1橋台とA2橋台の土留工詳細図に記載の「埋設型切梁 L=4.0m」は、指定仮設と考えて良いでしょうか。	そのとおりに考えください。
5	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36,38,40,42/43	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工)36, 38, 40, 42/43のA1橋台とA2橋台の土留工詳細図に記載の「埋設型切梁 L=4.0m」が指定仮設の場合、「スルーサーB」を使用すると考えて良いでしょうか。	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36、38、40、42/43をご参照のうえ、貴社の施工計画に基づき考えください。
6	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工) 36,38,40,42/43	設計図 成田松尾線跨道橋(下部工)36, 38, 40, 42/43のA1橋台とA2橋台の土留工詳細図に記載の「埋設型切梁 L=4.0m」箇所に対する「コンクリート打設時および養生時の品質確保に関する留意点と対応策」の提案は、評価の対象と考えて良いでしょうか。	入札公告(説明書)4-2に示すとおりです。
7	設計図 No.182+25.00跨道橋(下部工) 4/24	設計図 No.182+25.00跨道橋(下部工)4/24のA1橋台の構造一般図において、ウイング部分の施工区分は上部工施工と考えて技術提案の評価の対象外と考えて良いでしょうか。	そのとおりに考えください。
8	設計図 No.182+25.00跨道橋(下部工) 5/24	設計図 No.182+25.00跨道橋(下部工)5/24のA2橋台の構造一般図において、ウイング部分の施工区分は上部工施工と考えて技術提案の評価の対象外と考えて良いでしょうか。	そのとおりに考えください。
9	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工) 5~6/17	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工)5、6/17のP1橋脚とP2橋脚の構造一般図において、土留壁部は「下部工施工」となり、技術提案の評価の対象と考えて良いでしょうか。	入札公告(説明書)4-2に示すとおりです。 なお、土留壁部については下部工に該当しません。
10	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工) 5~6/17	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工)5、6/17のP1橋脚とP2橋脚の構造一般図において、親柱部は図面上で「上部工施工区分」と記載されているため、技術提案の評価の対象外と考えて良いでしょうか。	そのとおりに考えください。